

①教員養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること

1 大学としての教員養成に対する理念、設置の趣旨等

川崎医療短期大学医療保育学科に教職課程を設置する理由は、昭和48年以来本学が培い蓄積してきた医療専門職養成の経験と実績を最大限に生かし、現在約6%前後の割合で通常の学級に在籍しているとされる自閉症児、注意欠陥多動性障害児、学習障害児等の障害を持つ幼児の特性及び個性を理解し、専門的な教育を行える「医療の専門性をもつ幼稚園教諭」の養成を行うためである。そのため、医療保育科に「発達障害児保育コース」を設置し、特設実習として「発達障害児保育実習」を導入し、特別支援学校（知的障害・低学年）や障害児施設における毎週1回連続4カ月の実習を行い、通常の幼児教育の学習に加え、発達障害児への対応をより専門的に学ぶ。

なお、医療保育科には「発達障害児保育コース」とともに、「病児保育コース」を設置し、急性、慢性の疾患を有するために医療対応が常時必要となる幼児の健やかな成長を保障する「医療の専門性をもつ幼稚園教諭」の養成も併せて行い、社会の要請である発達障害児・病児に関する専門性を持った「幼稚園教諭」の育成をめざす。

2 認定を受けている課程を有する学科等としての教員養成に対する理念、設置の趣旨等

医療保育科（幼二種免）

医療保育科の教員養成の理念は、「幼児教育に必要な基礎的な知識・技能・態度をしっかりと身に付けているとともに、科学的な根拠と豊かな人間性をもって発達障害児の早期発見、支援、権利擁護ができる専門性の高い教員の養成」である。

本科のめざす教員像は、「発達障害者支援法」（平成16年法律第167号）「発達障害者支援法施行令」平成17年政令150号）「発達障害のある児童生徒等への支援について」平成17年文部科学省初等中等教育局通知第211号）の趣旨に合致したものとなっている。

具体的には、子どもの人格を尊重しその生活や発達の権利を認める豊かな人間性と、障害や疾病を早期に発見できる科学的知識を兼ね備え、障害があっても、疾患をもっている、充実した生活や学習ができるよう支援し、ひいては子どもの自己実現を図ることの出来る教育力を持った教員の養成をめざしている。また、障害や疾患をもつ子どもの保護者を対象に、高度な医学や発達障害に関する専門領域の学習をベースに、相談援助ができる専門性の高い幼児教育者を養成しようとするものである。